

# オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務 仕様書（案）

## 1 事業の名称

オフサイトPPA方式による県有施設への太陽光発電設備等導入業務

## 2 業務の目的

本業務は、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に掲げる、県の事務事業における温室効果ガス排出量51%削減（2013年度比）の目標達成に向け、オフサイトPPAによる手法を活用し、県有未利用地への太陽光発電設備等の設置と、非化石証書の調達を組み合わせることで、県の保有する施設へ最大限の再エネ電力を供給するもの。また、電気料金に係る財政負担の軽減を図るもの。

## 3 事業概要

- (1) 事業者は、別紙1の対象とする県有未利用地（以下「発電地」という。）及び県有施設（以下「需要地」という。）について、実施協定を締結した上で、現地調査及び設備容量検討並びに構造調査を行う。
- (2) 事業者は、別紙2-1及び別紙2-2に記載された事項等に留意しながら、設計した太陽光発電設備及び付帯設備（以下「設備」という。）について、県から設置場所の提供を受けた上で、施工し、設備導入する。また、導入にあたっては、必要となる手続きを適切に行う。
- (3) 施工完了後、PPAで設置した太陽光発電設備からの供給分（以下「PPA電力」という。）と、夜間電力等のPPA電力だけでは賄えない電力の供給分（以下「補給電力」という。）を組み合わせて、需要地の使用電力量の全量を供給する電力供給契約を事業者と県が一括で締結する。当該契約に基づき、PPA電力及び補給電力を需要地に供給する。補給電力のうち、非化石証書を付けた電力を「証書電力」、非化石証書を付けず排出係数のかかる電力を「非再エネ電力」とする。

なお、PPA電力については、発電地の敷地内での自家消費は行わず、電力系統へ全量逆潮流させて需要地へ供給する。また、自営線を活用した敷地内消費も行わない。

- (4) 事業者は、設備の運転管理及び維持管理を自らの責任で行い、設備に異常があり、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行う。また、発電設備が使用できなくなった場合等は、速やかに撤去するとともに、適正に処分又は再利用等を行い、その結果を県に報告する。
- (5) 事業者は、適切な計測・検証手法を導入する。
- (6) 運転期間終了後、事業者は設備を撤去する。撤去により発電地の敷地内の設置物等を破損した場合には事業者の負担で修復を行う。なお、運転期間の更新について県あるいは事業者が希望する場合は、更新の可否を双方で協議する。
- (7) 地元市町村や周辺住民等に対して、県が公募前に事前説明を行っているが、導入前において、事業者主体で県と共に改めて説明を行い、誠実に対応すること。また、導入前後において、対象となる需要地及び発電地の管理者等に対し、都度必要な説明を

行うこと。

- (8) 需要地に供給された電力に付隨する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとする。
- (9) 本事業において、予算の範囲内で、事業者に対して、県から補助金（以下、「県補助金」という。）を交付する。県が別途定める交付要綱の交付要件・規定に基づいた事業提案を行うこと。

#### 4 事業期間

##### (1) PPA 電力

- ア 事業期間は実施協定を締結した日から設備の撤去完了日までとする。
- イ 令和9年2月26日（金）までに設置工事を完了し、設備から需要地への電力供給を可能な状態とする。電力供給開始は令和9年4月1日（木）を予定するが、具体的な時期については、県との協議により決定する。設置工事について期日までの完了が見込めない事情が生じた場合は、期日の延長について県と事前協議を行い、当面の間は、補給電力のみで電力供給を開始する。
- ウ 運転期間は、電力供給開始から20年間を基本とするが、県と事業者の協議に基づく延長を可とする。また、公募時点において、需要地の廃止や、発電地の本業務以外での利用は事業期間内では想定していないが、事業期間中に県の都合により需要地が一定期間休館あるいは改修工事等を行うことで需要地の使用電力量が大幅に小さくなる場合や、発電地の用途変更を起因とした設備の移設が必要となる場合には、期間の延長について協議を行うものとする。
- エ 事業期間中、事業者は発電地を使用するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。  
なお、事業期間中の使用に伴う料金等は全額免除とする。ただし、設備の設置及び維持管理並びに撤去で使用する電気及び水道等の使用料その他の必要経費は、事業者の負担とする。許可期間は、事業期間を一括して最長22年間で許可することを予定しており、必要に応じて更新手続きを行うものとする。
- オ 事業期間中、行政財産の使用に対する固定資産税相当分（いわゆる国有資産等所在市町村交付金相当分）を事業者から徴収はしない。
- カ 事業期間中における、事業者所有の設備に対する固定資産税への課税については、减免適用はないものとする。

##### (2) 補給電力

- ア 事業期間は実施協定を締結した日から電力供給終了日までとする。
- イ 電力供給開始は令和9年4月1日（木）とする。
- ウ 供給期間は、少なくとも5年以上とし、分割供給とならないようPPA電力供給期間は補給電力の供給維持について最大限務めること。なお、補給電力に非化石証書を付与する場合において、非化石証書のみ、補給電力と異なる付与期間の設定を可とするが、非化石証書については少なくとも1年以上付与するものとし、補給電力の供給期間は非化石証書の付与の維持について最大限務めること。

## 5 発電地及び需要地

別紙1のとおり

## 6 契約単価等

### (1) PPA 電力

- ア 県は、各需要地に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者に支払う。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとし、事業者から県に電力使用量及び発電電力量を記載した請求書を各需要地へ発行する。
- ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、月別又は時間帯別に異なる単価は使用できないものとする。
- エ 基本料金単価の設定は、行わないものとする。
- オ 契約単価には、設備の設置、運用、維持管理、撤去、託送料、租税公課等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は契約単価に含めないものとし、国の設定単価をもとに、契約単価に別途加算する。発電地の用途変更を起因とした設備の移設費用及び移設に伴い発生する費用については、県が費用負担するため、当該費用を契約単価から控除する。また、県補助金を活用する場合は、県補助金相当分を契約単価から控除する。
- カ 契約単価は、原則、契約期間中において一定額とする。事業者が企画提案時に提案する単価（以下、「事業者提案単価」という。）は、各需要地において、PPA電力と補給電力を足し合わせた総額が県提示価格以下となるよう設定する。「総額」とは、県が実際に支払う全ての費目の合算を指し、PPA電力については契約単価を指し、補給電力については燃料費等調整額及び非化石証書調達費等の一切の諸経費を含めたものを指す。なお、企画提案時、再エネ賦課金については、総額に含めないものとする。
- キ 契約単価は、原則、事業者提案単価以下とするが、以下のようなやむを得ない場合に限り、例外的に、事業者提案単価を上回る契約単価とすることができます。ただし、現地見学会等を踏まえた企画提案時点において、予見ができず、真にやむを得ない合理的な理由があると県が認めた場合に限る。また、県との協議を行う際は、単価上昇を示す根拠資料を提出すること。なお、この場合も県提示価格以下とし、調査の結果、県提示価格を大幅に上回る場合は、県との協議により、設備工事を行わない。
- （ア）調査結果等を県に報告した結果、現地調査及び構造調査並びに説明会手続きに係る合意形成の状況等から設置不可と判断された発電地があり、当該発電地の調査に要した費用を他の発電地の PPA 電力あるいは補給電力の契約単価に含める場合
- （イ）調査結果や施工等において、系統設備に対する工事費負担金や基礎架台の費用等について、企画提案時の費用と大幅な乖離があり、事業者にとって契約単価が著しく不当かつやむを得ない合理的な理由があると認められる場合
- （ウ）天災・暴動その他事由により、事業者にとって、契約単価が著しく不当と認められる場合
- ク 各需要地間で契約単価を統一することは必須としないが、スケールメリットを生か

した契約単価の低減に努めること。

ケ 余剰電力については、県以外へ売電できるものとするが、売電により得られた収入は、本業務で導入した設備等の維持管理や更新のための費用に充てること。

## (2) 補給電力

ア 県は、各需要地に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金や基本料金等を事業者に支払う。

イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測されたものとし、事業者から県に電力使用量等を記載した請求書を各需要地へ発行する。

ウ 契約単価は、電力使用量に対する電力料金単価のほか、託送料、燃料費等調整額、非化石証書調達費、その他費目から構成されるものとし、独自に費目を定めてもよい。なお、月別又は時間帯別に異なる単価を使用できるものとする。再エネ賦課金は契約単価に含めないものとし、国の設定単価をもとに、契約単価に別途加算する。

エ 託送料及び燃料費等調整額並びに非化石証書調達費等について、独自に定める算定諸元により算出することを可とし、価格設定が困難な費目がある場合、企画提案時は直近過去12か月の価格あるいは最新価格で一律設定する等、現実的かつ合理的な方法で価格を算出するものとする。なお、電力供給契約の締結前あるいは契約期間中にこれらの費目に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、企画提案時、再エネ賦課金については、総額に含めないものとする。

オ 基本料金単価の設定を行うことができるものとする。

カ 契約単価及び基本料金単価については、契約期間中において一定額とするか変動させるかは任意とする。

キ 補給電力については、可能な限り証書電力とし、使用電力量に占める非再エネ電力の割合を最小化するよう努めること。なお、その産地は宮城県産を優先調達することが好ましい。以下のいずれかの証書が付与されている電力を証書電力とする。

(ア) 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電気が特定できる非FIT非化石証書

(イ) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書

(ウ) 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書

※再エネ指定なしの非化石証書、グリーンエネルギー証書、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジットは対象外とする。

ク その他の事項は、別紙4「補給電力に関する仕様書」によるものとする。

## (3) 県提示価格

需要地における年間の電気料金について、令和6年度の支出実績を別途県から提示し、令和6年度支出済額から再エネ賦課金を除いた価格を「県提示価格」とする。

## 7 設備工事前の調査・手続

### (1) 現地調査

発電地の状況を十分に把握するために、資料等の収集、関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施する。

### (2) 設備容量検討

調査結果や電力シミュレーションから適宜精査し、適切な容量とする。事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、需要地において最大限自家消費できるよう努める。

DC出力（パネル容量）ベースで旧米谷工業高等学校は500kW程度以上、水産技術総合センター種苗生産施設跡地は300kW以上をそれぞれ目安とするが、発電地の周辺環境等や県提示価格を鑑みて、やむを得ず容量を満たせない場合はこの限りではない。なお、蓄電池の設置は任意とするが、需要地に設置しないものとする。

### (3) 構造調査

ア 設備を設置した際の影響について、別途県から提示する発電地の情報を踏まえ、固定荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して設備の耐久性が問題ないことを書面により報告する。

イ 構造調査の結果、設備の設置が困難な発電地がある場合は、設備工事を行わない。

ウ 各発電地において設備が設置可能な位置は、別紙2-1及び別紙2-2記載の位置とする。また、現地見学会あるいは事業実施中において県へ確認した結果、追加設置が可能な位置があった場合には、当該箇所も対象とする。なお、付帯設備の位置については、県との協議により決定する。

エ 積雪荷重の計算では、建築基準法施行令第86条第3項に基づく垂直積雪量を用いること。別紙1の発電地について、垂直積雪量を旧米谷工業高等学校は0.50m、水産技術総合センター種苗生産施設跡地は0.40mとするが、事業者においても必ず確認すること。

オ 台風や塩害等の気象条件への耐久性についても配慮すること。

### (4) 各種関係手続

事業者は、設備設置の前後において、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果を県に提出する。特に、以下の法令について確認を行い、適合要件や手続きがある場合は十分留意すること。

ア 旧米谷工業高等学校

（ア）太陽光発電施設の設置等に関する条例（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/50pv-ordinance.html>

（イ）自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（登米市）

[https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/saiene\\_chouwajorei.html](https://www.city.tome.miyagi.jp/kankyo/saiene_chouwajorei.html)

（ウ）宅地造成及び特定盛土等規制法 ※宅地造成等工事規制区域

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html>

（エ）防災調整池設置指導要綱（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-bouchou.html>

（オ）土壤汚染対策法

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-dojo.html>

(カ) 文化財保護法

<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/maizou-manual.html>

イ 水産技術総合センター種苗生産施設跡地

(ア) 太陽光発電施設の設置等に関する条例（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/saisei/50pv-ordinance.html>

(イ) 自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（石巻市）

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10301000/chouwajorei/20220304134902.html>

(ウ) 宅地造成及び特定盛土等規制法 ※特定盛土等規制区域

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html>

(エ) 防災調整池設置指導要綱（宮城県）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-bouchou.html>

(オ) 土壤汚染対策法

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-dojo.html>

(カ) 文化財保護法

<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/maizou-manual.html>

なお、県が上記調査結果等を確認し、設備設置可能と判断した各発電池について行政財産の目的外使用許可を申請すること。事業者に提供する面積は、県が提供する敷地全体を水平投影面積として算定されたものとする。また、付帯設備について敷地外に設置する場合は、県に事前に確認をとった上で、その面積を含むものとする。

## 8 設備の仕様等

事業者は、設備工事前の調査・手続を行ったあとに、発電地への設備の設置を行う。設備の仕様等は以下のとおりとする。

### (1) 太陽光発電設備

ア 太陽光発電設備の据え付けは、JIS C8955（2017）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

イ 太陽光発電設備及び付帯設備の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づき行うものとする。

ウ 太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、又はJET認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

エ 地域共生に配慮した取り組みを行う場合、地域共生の促進に真に資するか、住民説明会等の場で周辺住民等に対して、十分に意見を徴収した上で検討を行い、実施の可否について県へ確認すること。

### (2) 蓄電池設備

ア 蓄電システムはJIS C4412に準拠すること。

イ 蓄電池はJIS C8715-2（リチウムイオン蓄電池の場合）又は平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準 第二の二」（リチウムイオン蓄電池以外の場合）に記載の規格に準拠したものであること。

### (3) その他の事項

- ア 事業者は、発電地を事業以外の用途に使用してはならない。
- イ 事業者が本仕様書に定める事項を履行しないときは、当該発電地の提供を取り消すことがある。この場合、事業者の責任と負担において発電地から設備を速やかに撤去し、撤去により発電地の敷地内の設置物等を破壊した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- ウ 設備の設置、運用、撤去時において、発電地の敷地内の設置物等を破壊した場合は事業者負担で修復を行うこと。
- エ 運転期間終了後や設備導入された発電地の用途変更等、設備が使用できなくなった場合は、事業者は設備を撤去する。撤去により発電地の敷地内の設置物等を破壊した場合には事業者の負担で修復を行うこと。
- オ 事業者は、対象となる発電地及び需要地の管理者等への説明業務（工事・運営に関する内容説明、マニュアル作成等）を行う。また、発電地については、県とともに住民説明会を行い、地元市町村や周辺住民等への理解を十分に得ること。内容等については県と協議のうえで決定する。なお、本事業の実施体制に協力会社を含める場合、協力会社と一緒に説明業務を行うほか、県からの要請があれば説明業務に応じること。
- カ 設備の設置により、近隣や発電地の敷地内の無線やテレビ・ラジオの受信等に支障がないよう措置を講じること。

## 9 工事の実施（工事における配慮事項・安全対策・停電対応）

工事に当たっては、原則として公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書に準拠して施工する。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

### [仕様書]

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）

また、設備に係る設計、材料、工事、維持管理に当たっては、電気事業法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守するものとする。設備の設置の条件は以下のとおりとする。

- (1) 発電地の敷地内の設置物等や、反射光害（近隣建物、周辺道路等）に配慮した工法を提案、実施すること。
- (2) 設備に起因する悪影響等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取る。
- (3) 事業者は、事前にシミュレーションを行うなど、日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施す。地元市町村及び周辺住民並びに県から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行う。
- (4) 事業者は発電地への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図、立面図、電気設備図面（PDF形式データ）、各種計算書、機器仕様書、工程表等を県へ提出し、確認を受ける。なお、資料の提出にあたっては、資料の作成者、最終確認者を明確にした確認体制図を任意様式で作成し、最終確認者が確認した旨の資料を添えること。確認

### 体制図中には、実施協定の当事者を含めること。

- (5) 施工にあたり、県が施工に係る書類を求めるときは、別途提出する。
- (6) 施工にあたり、発電地の利用や安全に支障が起きないよう、県と協議の上、発電地の特性を踏まえながら、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施する。
- (7) 発電地の敷地内に設置物等がある場合は、その保守点検や発電地の維持管理に支障を生じさせない計画とする。
- (8) 事業期間中、県の職員等が行う発電地の管理及び点検等のための立入りに支障が生じないようにする。
- (9) 設備に係る配線ルートについては、発電地の管理上支障がないルートを選定の上、県との協議により決定する。設備の要所には本事業のものであることが分かるような表示（事業名・事業者名等）を行う。
- (10) 設備の設置に際しては、工事計画書（工事概要、作業に係るタイムスケジュール等）を作成し、県と事前協議を行い、県の指示に従うものとする。
- (11) 工事中の安全対策の実施、県及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行う。
- (12) 工事完成時には、現場で県の確認を受ける。さらに、完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書、完成図面、及び各種許認可書の写し等）を1部作成し、県に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかに DXF 形式データ及びオリジナル CAD データを提出する。

## 1.0 電力供給・維持管理（保安・点検）・報告・非常時等の基本仕様

事業者は、設備による電力供給・維持管理・報告を行う。また、非常時においては適切な対応を行うものとする。条件については以下のとおりとする。

- (1) 事業者は、県と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議し、維持管理に努め、適切な保守点検計画を提出する。また、電気事業法に基づく保安規程を作成し、県に確認の上、国に届出を行うこと。
- (2) 設備に異常又は故障した場合は、直ちに県に連絡の上、事業者の責任と負担において修理等を行う。なお、毎年1回以上点検を行い、気象や周辺環境による故障や、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等の確認を行うものとし、その結果を県に報告すること。
- (3) 事業者からの企画提案内容が達成できることによる損失は、原則として、事業者の負担とする。
- (4) 事業者は、県に対して、非常時の設備操作説明やマニュアル作成等を行うこと。内容等については、県と協議の上で定めるものとする。
- (5) 事業実施中に、発電地に悪影響等が出た場合には、事業者は原因究明に協力する。原因が事業者による設備設置に起因する場合には、事業者負担により速やかに修復する。
- (6) 事業期間中に発電地の用途変更が発生した場合は、設備を移設する発電地を別に提示し、県が移設費用及び移設に伴い発生する費用の全部を負担する。移設後の契約条件については県と事業者が協議の上、定める。移設に伴う停止期間分の売電収入の補

償は行わないが、契約期間の延長等について、県と事業者で協議する。

- (7) 電気設備の点検等、一時的に発電及び自家消費できない期間が生じた場合、その際の補償は行わないものとする。
- (8) 県が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、県に帰属するものとすること。
- (9) 事業者は、需要地について、設備導入等による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を県に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行う。事業者は検証結果を毎年県に報告し、県はそれを確認する。
- (10) 大規模地震、大型台風等の災害発生後は原則として設備全般の点検を行い、被害拡大防止、安全対策に万全を期すこと。また、点検結果を速やかに県に報告すること。

## 1.1 責任分担の基本事項

上記（1～10）を含め、事業実施にあたり予測される「リスクと責任分担」については「別紙5」及び下記のとおりとする。また、これに定めのないものは協議により決定する。

- (1) 事業者は本事業により、県及び第三者に損害を与えないようすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険として、火災保険、地震保険及び賠償責任保険（もしくはこれらと同等の補償内容の他の保険）に加入するよう努め、県へ写しを提出すること。また、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応するものとする。事業者が責任を負うべき事項で、県が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- (2) 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合は、事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去し、原状回復を行うこと。
- (3) 事業者は本事業上知り得た内容、情報等を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。

## 1.2 配慮すべき事項

- (1) 提案する未利用地について、登米総合産業高等学校へ優先して割り当てて電力供給すること。
- (2) 除草等の維持管理においては、地元関係者と協議の上、地元の事業者を最大限活用すること。
- (3) 旧米谷工業高等学校については、周辺環境に十分に配慮し、山火事の発生リスクを最小限とすること。また、設備設置エリアの内外に関わらず、グラウンド全体を管理し、除草等を適切に行うこと。さらに、別紙2－1記載の清掃エリアについて、設置期間及び運転期間において、少なくとも年1回は清掃活動に努めること。
- (4) 水産技術総合センター種苗生産施設跡地については、設備の仕様や工事を行うにあたって、周辺道路の走行や、漁業及び周辺事業所等への影響を最小限とすること。また、設備設置エリアの内外に関わらず、敷地全体を管理し、除草等を適切に行うこと

と。さらに、別紙2－2記載の谷川防潮水門について、南方向にある大草山中継局と70MHz帯の無線通信を行っていることから、影響がないよう配慮すること。

### 1.3 その他

- (1) 本事業の遂行上必要となる資料については、必要に応じて県から貸与するものとする。この場合、事業者は本事業以外の目的には使用せず、事業完了後には、事業者の責任において適切に処分すること。
- (2) 事業者は、設備の撤去の際、リユース・リサイクルの可否について検討した上で、適切な処理を行うこと。
- (3) 県が県民及び県内企業並びに県内市町村等へ当該業務の成果を活用して普及啓発を行う際は、県に協力すること。
- (4) 各種関係手続の調整や協議の企画等は、県に一任するのではなく、事業者が主体的に行うものとする。なお、施工にあたって、県と事業者の定例協議を月に1回を目安として開催する。初回打合せにおいて、仕様書9（4）に記載の確認体制図や、実施協定締結日から電力供給開始日までを記載した工程表（以下「ロング工程表」という。）を県へ提出すること。また、ロング工程表とは別に、部材搬入から電力供給開始日までを記載した施工期間に着目した工程表（以下「施工工程表」という。）を作成し、定例協議の際に、県へ提出すること。定例協議のみならず、各種関係手続等の過程を含め、協議結果について、事業者は議事録を3営業日以内（協議日を含む）に作成し相互に確認したものとし、これを県に提出すること。なお、議事録の様式については、県が別途提供するものを使用すること。
- (5) 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのことであっても、実施するものとする。
- (6) 事業者は、県の検査等にあたり県に提出が必要となる資料作成やデータ提供に協力すること。
- (7) 事業期間中、県が新たな発電地を事業者へ提示した際、事業者は太陽光発電設備等の設置について協議に応じ、合意した場合は設置を行うこと。その際、必要に応じて契約条件を協議により見直すことができるものとする。
- (8) 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と事業者で協議して決定するものとする。